

## 令和8年度 既存住宅流通促進民間支援事業 事業者を募集します！

応募期間：令和8年4月27日(月)から同年11月30日(月)まで

東京都では、既存住宅を安心して売買等できる市場の整備を促進するため、建物状況調査や既存住宅売買瑕疵保険制度の活用、建物の適正な評価の下での取引の実施など、既存住宅市場の流通課題解決に向けて取り組む民間事業者等を支援する事業を実施しています。

このたび、令和8年度の事業者の募集を行いますのでお知らせいたします。

### 1 募集する事業（概要は裏面）

既存住宅を良質な住宅に改修して建物価値や性能を適正に評価し販売するなど、既存住宅市場の流通課題解決に向けた取組

### 2 応募受付期間

令和8年4月27日(月)から同年11月30日(月)まで

※選定件数が各事業の選定予定件数に達した時点で受付を終了します。

受付の終了については、ホームページでお知らせします。

### 3 事業期間

補助対象事業者決定から令和9年3月31日（水）まで

### 4 事業者の選定方法

提出された事業提案書等及び提案事業者によるプレゼンテーションについて、有識者等で構成された事業者選定委員会による審査を踏まえ選定します。本年度の事業者選定委員会は、5回（6月、7月、9月、10月、12月の各月の下旬）を予定し、各回の3週間前までに応募された事業の審査をします。

※募集要項の詳細や過去の採択事例については、  
[東京都住宅政策本部ホームページ](#)をご覧ください。



（裏面へ続く）

本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する取組です。  
戦略17 まちづくり・住まい「生活の基盤となる住まいの確保」



▲2050 東京戦略

#### 【問合せ先】

住宅政策本部民間住宅部計画課 直通 03-5320-5006  
S1090501(at)section.metro.tokyo.jp (at)を@に置き換えてください

事業名	既存住宅流通促進民間支援事業			
補助概要	<p>民間事業者等による既存住宅を良質な住宅に改修して建物価値や性能を適正に評価し販売するなど、既存住宅市場の流通課題解決に向けた取組</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="497 391 1630 518"> <p>① 既存住宅市場の流通課題解決に向けた新たな仕組みの構築検討経費 上限 500 万円/件</p> </td> <td data-bbox="1630 391 2072 630" rowspan="2"> <p>補助率 補助対象経費の <b>3分の2</b></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 518 1630 630"> <p>② リフォーム工事費・建物状況調査費等 上限 100 万円/戸（最大 3 戸） 1 事業者あたり 3 戸まで</p> </td> </tr> </table>	<p>① 既存住宅市場の流通課題解決に向けた新たな仕組みの構築検討経費 上限 500 万円/件</p>	<p>補助率 補助対象経費の <b>3分の2</b></p>	<p>② リフォーム工事費・建物状況調査費等 上限 100 万円/戸（最大 3 戸） 1 事業者あたり 3 戸まで</p>
<p>① 既存住宅市場の流通課題解決に向けた新たな仕組みの構築検討経費 上限 500 万円/件</p>	<p>補助率 補助対象経費の <b>3分の2</b></p>			
<p>② リフォーム工事費・建物状況調査費等 上限 100 万円/戸（最大 3 戸） 1 事業者あたり 3 戸まで</p>				
提案事業者	<p>宅地建物取引業者、リフォーム会社、建築士事務所等</p>			
選定予定件数	<p>5 件</p>			

【取組の例示】

- 木造戸建て住宅の市場価値が築 20 年から 25 年でゼロとなる慣行により、まだ利用できる住宅が取り壊される課題に対して、**既存戸建て住宅の買取再販を行う際に、建物状況調査や瑕疵保険加入を含めたリフォームを行った上で、住宅性能の維持向上を適切に反映した建物の評価を行い販売する取組**
- 適切な維持管理やリフォームによる住宅性能向上など住宅の質に関わる要素が適正に評価されていない課題に対して、**建物状況調査や瑕疵保険加入を含めた高い水準の省エネリフォームを行い、リフォーム前後の光熱水費の比較などを行い消費者にその価値を分かりやすく訴求して販売する取組**

※上記はあくまでも例示です。例示に関わらず本事業の趣旨に適合する取組を積極的にご提案ください。